

# 障害者差別解消法の概要

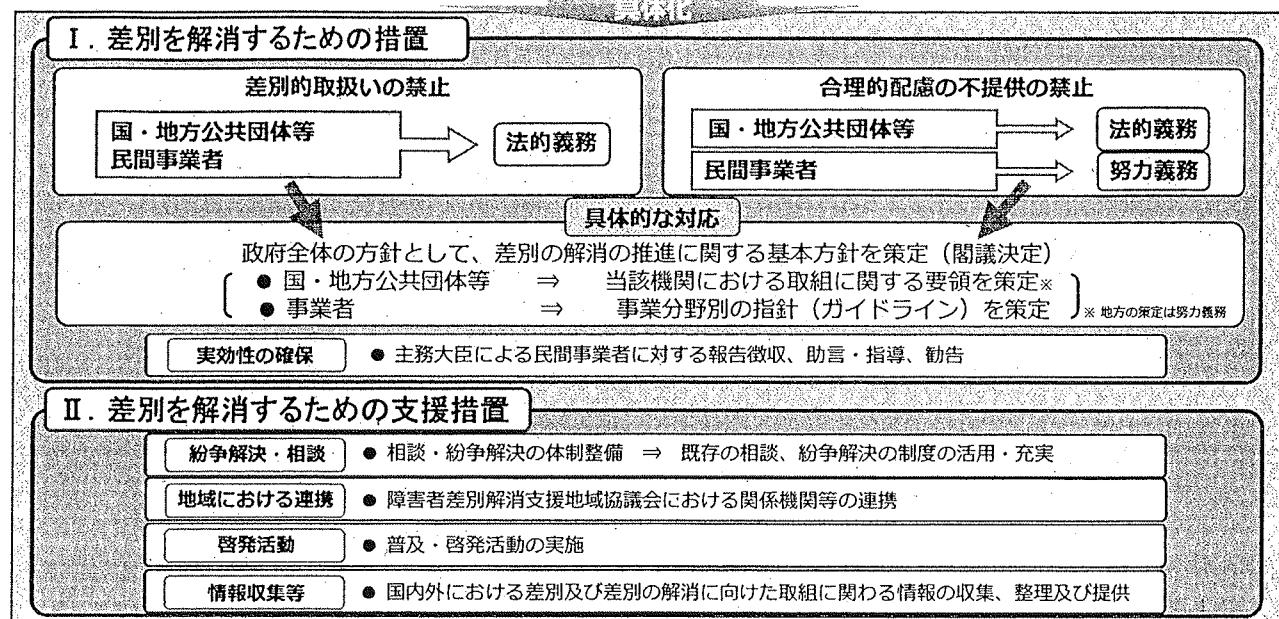
## 1 経緯

- 平成16年 6月 障害者基本法改正（施策の基本的理念として差別の禁止を規定）  
平成18年12月 第61回国連総会において障害者権利条約を採択  
平成19年 9月 日本による障害者権利条約への署名  
平成23年 8月 障害者基本法改正（障害者権利条約を踏まえ、合理的配慮の概念を規定）  
平成25年 6月 障害者差別解消法公布  
平成26年 1月 障害者の権利に関する条約締結  
平成27年 2月 障害者差別解消法「基本方針」閣議決定  
平成28年 4月 障害者差別解消法施行

## 2 概要

### 障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法<平成25年法律第65号>）の概要

障害者基本法 第4条  基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止  何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止  社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとなるないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組  国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るために、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行ふものとする。
------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

### （1）不当な差別的取扱い

- 正当な理由なく、障害を理由として障害者の権利利益を侵害することを禁止（サービス等の提供拒否、障害者でなければ付けない条件）
- 障害者の事実上の平等を促進し、達成するための措置や優遇は、差別ではない。
- 「正当な理由」：客観的に見て正当な目的の下、目的に照らしやむを得ないもの  
〔例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等〕

### （2）合理的配慮

- 個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思表明があり、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮が求められる。

### （3）行政機関等が講すべき措置

- 職員による取組を確実にするため県職員対応要領を策定  
⇒ 監督者の責務、相談窓口の明確化、職員の研修・啓発の機会確保を徹底

## 障害者差別解消法に関する取組状況

本県では、福祉のまちづくり条例に基づき、心、情報、物のバリアフリーを推進してきたところであり、障害者差別解消法の施行(H28.4.1)を機に、職員対応要領を策定するとともに、障害者差別解消支援地域協議会や相談窓口を設置し、偏見や差別のない共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

### 1 職員対応要領の策定等

#### (1) 県職員対応要領

障害のある人、学識経験者、医療関係者、福祉事業者、法務局、弁護士会などで構成する県障害者差別解消支援地域協議会や障害者団体から意見を聴取し、平成28年2月に「岡山県における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定し、平成28年4月から施行している。

#### (2) 市町村職員対応要領(平成29年4月1日現在、22市町村策定)

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町

#### (3) 県・市町村職員に対する研修の実施(平成28年度)

①県職員に対する研修 13回

##### ②市町村職員に対する研修

- ・全市町村職員を対象 2回
- ・市町村が実施する職員研修に職員を講師として派遣 (8市町)

### 2 相談体制の整備

#### (1) 相談窓口の設置

県では、各所属が相談に応じるとともに、平成28年4月から、県民向けの総合相談窓口として、県障害者差別解消相談センター(きらめきプラザ7階、(一社)岡山県社会福祉士会に委託)を設置している。また、市町村では、障害福祉担当課が相談に応じている。

##### ○平成28年度実績

県	相談センター	計	内訳		
			障害者差別	合理的配慮	その他
20件	59件	79件	31件	37件	11件

#### (2) 県障害者差別解消支援地域協議会

関係機関が、相談事例等を情報共有し、連携を図りながら、差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、平成28年度は、障害者差別解消法に関する窓口に寄せられた相談事例の検証やあいサポート運動による優良な取組事例などの情報共有を行い、「障害者差別解消法・あいサポート運動実践事例集」の作成等に反映した。

#### (3) 市町村障害者差別解消支援地域協議会(平成29年4月1日現在、9市町村設置)

(岡山市、倉敷市、津山市、井原市、総社市、備前市、真庭市、和気町、早島町)

### 3 啓発活動

#### (1) 県民向けシンポジウムの開催(平成28年7月24日)

#### (2) あいサポート運動の推進(平成28年1月19日、鳥取県と連携協定を締結)

##### ①あいサポートの養成

平成28年1月から29年3月末までに研修会を207回開催し、15,398人を養成

##### ②あいサポート企業・団体の認定

認定企業・団体に「認定証」を交付し、県のホームページで紹介

平成29年3月末現在 89団体をあいサポート企業・団体に認定

#### (3) 心のバリアフリー推進事業

障害のある人の特性や障害者差別解消法について解説した啓発冊子や実践事例集を作成し、各種研修会等で活用するとともに、企業を訪問して啓発活動を実施